

第14回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年2月25日(水)午前10時00分から午前11時30分
2. 開催場所 川西町中央公民館403号室
3. 出席委員(22名)
 - 会長 22番 登坂 賢治
 - 会長職務代理者 21番 大沼 藤一
 - 委員 1番 平 知恵子、2番 井上 要一、3番 黒澤 一利、4番 寒河江利廣、5番 鈴木 秀男、6番 米野 則雄、7番 新野 勝廣、8番 須貝 寿裕、9番 金子 秀美、10番 細谷 則雄、11番 高橋 睦子、12番 内山 雄次郎、13番 山田 良一、14番 加藤 敏之、15番 佐藤 総一、16番 小形 耕一、17番 江袋 實、18番 星野 廣志、19番 新野 庄右エ門、20番牛谷 清海
4. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 会議書記の指名
 - 第 3 会期の決定
 - 第 4 報告第18号 農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告について
 - 第 5 報告第19号 平成27年度川西町農作業料金標準表策定結果報告について
 - 第 6 報告第20号 人・農地プラン検討会の結果報告について
 - 第 7 議 第 58号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 第 8 議 第 59号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)
 - 第 9 議 第 60号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)
 - 第 10 議 第 61号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用貸借権の設定)
 - 第 11 議 第 62号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)
 - 第 12 議 第 63号 農用地利用集積計画に対する決定について
 - 第 13 議 第 64号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する農業経営証明について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 大崎 顯一、事務局長補佐 佐藤 紀子、農地主査 前山 律雄
主任 米野 徳子、主事 原田 恭兵

6. 会議の概要

事務局長 大崎顯一

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

会長 登坂賢治

みなさん本日は、お忙しいところご参集いただきありがとうございます。みなさまご苦勞様でございます。

人・農地プランについては、作成された地域が増えて3月の末までには95%の地域で策定されるであろうということです。地域の中で皆さんのご協力を得ながら今後も進めていきたいと存じます。

(会長 登坂賢治は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 登坂賢治

それでは、ただ今より第14回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、22名であります。欠席届のあった委員はおりません。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。4番寒河江 利廣委員、5番鈴木 秀男利委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに米野主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第18号、農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

農地主査 前山律雄

資料の1ページをご覧ください。報告第18号、平成27年2月2日農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告について。川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

所有権の移転。1月の申し出件数1件、7,199㎡です。支援センターへの調整決定件数は、1件 7,199㎡です。利用権の設定。1月再設定件数47件、田462,816.07㎡、畑4446.91㎡。1月申し出件数 4件田97,697㎡。個人への調整決定件数 3件田45,980.91㎡、取り下げ1件 田22,175㎡、利用権設定合計50件、田508,796.98㎡、畑4,446.91㎡です。

なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 登坂賢治

本件は、報告案件であります。ご質問ございますか。

(質問なし)

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

日程第5、報告第19号 平成27年度川西町農作業料金標準表策定結果報告について事務局の説明を求めます。

主任 米野徳子

19ページをご覧ください。日程第5、報告第19号 平成27年度川西町農作業料金標準表策定結果報告について。

(20ページ 平成27年度川西町農作業料金標準表を説明)

議長 登坂賢治

本件は、報告案件であります。ご質問ございますか。

(質問なし)

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

日程第6、報告第20号人・農地プラン検討会の結果報告についてを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

21ページをご覧ください。報告第20号人・農地プラン検討会の結果報告について

(別紙資料により説明)

議長 登坂賢治

本件は、報告案件ではありますが、ご質問ございますか。

(質問なし)

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

日程第7、議第58号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。
事務局の説明を求めます。

農地主査前山律雄

22ページをご覧ください。議第58号農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は3件です。

(議第58号1番から3番について朗読により説明)

以上です。

議長 登坂賢治

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。ございますか。

(質問なし)

無いようですので、本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

日程第8、議第59号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

23ページをご覧ください。議第59号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は2件です。

(議第59号1番から2番について朗読により説明)

なお、本件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、21番大沼藤一委員より報告を願います。

21番 大沼 藤一委員

番号1番について、2月20日現地確認してきました。住宅の隣の畑として使用するものです。この案件は経営縮小、規模拡大するものです。周辺の農地への影響はないと思われま。農地の状況からみて、10a当たり●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

次に番号2番の件について、8番 須貝寿裕委員より報告願います。

8番 須貝寿裕委員

番号2番について2月15日現地確認してきました。この案件は経営縮小、規模拡大するものです。周辺の農地への影響はないと思われま。農地の状況からみて、10a当たり●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に質問等について求めます。質問等ございますか。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

日程第9、議第60号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

25ページをご覧ください。議第60号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は5件です。

(議第60号1番から5番について朗読により説明)

なお、本件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番の件について5番鈴木秀男委員より報告願います。

5番 鈴木秀男委員

番号1番について、2月21日現地調査をまいりました。今回の申請は離農、規模拡大するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、10a借賃●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

次に番号2番の件について、10番 細谷則雄委員より報告願います。

10番 細谷則雄委員

番号2番について、2月21日現地調査をまいりました。今回の申請は離農、規模拡大するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、10a借賃●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

次に番号3番の件について、13番 山田 良一委員より報告願います。

13番 山田 良一委員

番号3番について、2月22日現地調査をまいりました。今回の申請は離農、規模拡大するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、10a借賃●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

次に番号4番の件について、2番 井上 要一委員より報告願います。

2番 井上 要一委員

番号4番について、2月16日現地調査をまいりました。今回の申請は離農、規模拡大するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、10a借賃●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

次に番号5番の件について、12番 内山 雄次郎委員より報告願います。

12番 内山 雄次郎委員

番号5番について、2月22日現地調査をしてみました。今回の申請は離農、規模拡大するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、10a借賃●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

日程第10、議第61号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

27ページをご覧ください。議第61号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第61号1番について朗読により説明)

なお、本件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について20番牛谷 清海委員より報告願います。

20番 牛谷 清海委員

番号1番について、2月14日現地調査をしてみました。今回の申請は農業者年金受給継続にかかわる親子間の使用貸借の再設定であります。作付計画も今までのとおりとのことであり、問題ないと思われます。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第11 議第62号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

29ページです。議第62号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について許可申請があったので、知事に送付の意見をふせられたい。申請件数は1件です。

(議第62号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について朗読により説明)

番号1番について県知事に送付する意見の流れに沿って説明します。工事計画は平成27年4月1日より着工し、平成27年8月30日で完了する計画です。申請地を譲り受け、農機具格納庫を建設するものです。農地区分は農振、農用地区域外(白地)で、生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。資金については、自己資金で賄う予定です。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 登坂賢治

次にただいまの説明に関連して、担当農業委員より現地確認の結果について番号1番平 知恵子委員より報告願います

1番 平 知恵子委員

番号1番について平成27年2月17日 大沼藤一委員、井上要一委員、私と事務局で現地調査をしてきました。

申請の土地は、農用地区域内農地の畑であります。農業用施設用地として申請地を譲受け農機具格納庫として利用するものです。また、冬季間は雪捨て場として転用するもので、設置周辺の農地への影響はないものと思われまます。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件について、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第12、議第63号 農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

始めに議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で、整理番号 6776 番は、議席11番 高橋睦子委員に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。よって、室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(意義なし)

それでは、整理番号6776番の件について審議をいたします。よって、議席11番高橋睦子委員は退席願います。

整理番号 6776 番の件について事務局の説明を求めます。

主事 原田 恭兵

30ページです。(議第63号本文及び41ページ整理番号 6776 番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

ただ今の件につきまして、ご質問があればお受けいたします。

無いようでありますので、本案件全件について計画内容で原案のとおり決定することに承認の賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。高橋睦子委員の復席を求めます。

次に決定いただきました整理番号 6776 番を除き、整理番号 6746 番から 6795 番までについて、事務局の説明を求めます。

主事 原田 恭兵

(議第63号整理番号 6776 番を除く、整理番号 6746 番から 6795 番までについて朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

ただ今の件につきまして、ご質問があればお受けいたします。

無いようでありますので、本案件全件について計画内容で原案のとおり決定することに承認の賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

日程第13 議第64号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する農業経営証明についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

46ページです。議第64号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する農業経営証明について 下記の者から、農地等生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予(租税特別措置法第70条の4)及び不動産取得税の徴収猶予の適用を受けるため、引き続き農業経営を行っていることの証明願があったので、農業委員会の可否を求める。申請件数は2件です。

(議第64号1番から2番について朗読により説明)

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について5番鈴木秀男委員より報告願います。

5番 鈴木秀男委員

番号1番について現地調査をしてきました。適正に管理されていることを報告します

議長 登坂賢治

次に、番号2番の件について17番江袋 實委員より報告願います。

17番 江袋 實委員

番号2番について現地調査をしてきました。適正に管理されていることを報告します

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

全員賛成と認めます。農地等生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予及び不動産取得税の

徴収猶予の適用に関して、引き続き農業経営を行っていることの証明を行うことについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

よって、本件について、引き続き農業経営を行っていることの証明を行うことに決定いたします。

これをもちまして、第14回川西町農業委員会総会を閉会いたします。